

オンライン資格確認等システムの運用開始について（お知らせ）

令和3年10月よりオンライン資格確認等システムの運用開始に伴い、下記のとおりお知らせいたします。

なお、オンライン資格確認等システムを利用するには、当組合へのマイナンバーの届出（※）及び事前にマイナンバーカードを保険証として利用するためマイナポータルで登録をすることが必要となります。

（※）当組合にマイナンバーを届出後、基幹システムへの登録処理を行ってからオンライン資格確認システムに反映するまで、原則3営業日を要します。

記

■ マイナンバーカードを保険証として利用

健康保険証の発行を待たずに、保険医療機関等の窓口においてマイナンバーカードによる情報連携を活用した健康保険の資格確認が可能となります。ただし、オンライン資格確認等システムを導入済みの保険医療機関と調剤薬局に限ります。

※別添、リーフレット「マイナンバーカード利用の5つのメリット」参照

■ 保険医療機関や調剤薬局による特定健診結果等の閲覧

ご自身の投薬データや特定健診データが保険医療機関や調剤薬局で連携されるため、データに基づいたより良い診療を受けることが可能となります。（本人の同意が必要）

■ マイナポータルを利用した特定健診結果等の閲覧

マイナポータル上で特定健診の対象年齢40～74歳の健診や事業主健診等の結果の閲覧が可能となります。

※別添、リーフレット「マイナポータル上で健診結果などを閲覧できるようになりました」参照

■ 新旧保険者間での特定健診結果の情報提供

オンライン資格確認等システムを用いて、新旧保険者間で特定健診結果の情報提供が可能となり、加入する保険者が変わっても過去の健診結果を活用して、継続的に適切な健診を実施できるようになります。旧保険者から情報提供を受ける場合は、加入者の同意を得ることは不要と

されておりますが、加入者が旧保険者で実施された特定健診の情報を、当組合に提供することを希望しない場合は、加入者より当組合に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合、当組合は旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。その場合、別紙「オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」（以下「不同意申請書」という。）の提出が必要となります。

※詳細は、厚生労働省ホームページ>マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



ねえ、知ってる？
マイナンバーカードって、
登録すれば保険証としても
使えるんだって。



マイナンバーカードを
利用すれば
通院や医療費控除が
今よりもっと便利に。



マイナンバーカード利用の5つのメリット

※メリット1~3にはマイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要です。

メリット 1 ピットするだけで、
病院の受付を完了できる！

顔認証（または暗証番号）により
カードリーダーで本人確認。受付で
かかる時間の短縮が期待できます。

※対応していない医療機関では従来どおり
保険証で受診してください。



メリット 2 高額医療費の一時的な
支払いが不要に！

入院や大きな手術で、医療費が非常に
高額になった場合に申請する限度額
適用認定証の交付手続きが省略でき、
高額療養費制度の限度額を超える一
時的な支払いが不要になります。

※対応していない医療機関では従来どおり限
度額適用認定証が必要です。



メリット 3 健康保険証として
ずっと使える！

転職や就職してもマイナンバーカードに
健康保険証の利用登録をしていれば、
保険証の切替えを待たずにマイナン
バーカードで受診できます。

※対応していない医療機関では従来どおり
保険証で受診してください。

メリット 4 マイナポで特定健診・薬剤情報を
いつでも確認できる！

マイナポータルから特定健診・薬剤
情報を閲覧できるので、自身の健康管理
にも役立ちます。さらに、本人同意の
もと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師
と共有すれば、より適切な医療を受け
られます。

メリット 5 医療費控除の
手続きが便利に！

マイナポータルを通じて医療費
通知情報を入手できるようになり、
2021年の所得税の確定申告分から
利用できます。

※医療費通知情報は2021年9月診療分から提供
されますので、2021年分は9月から12月に受診した分
が取得可能です。但し、整骨院や鍼・灸・あんま・
マッサージ等の療養費の分は取得できません。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

その不安、豆しばが解決!

お悩み相談室

MY NUMBER CARD Q&A



Q1 マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。

クレジットカード感覚で持ち歩いて大丈夫。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能です。24時間365日対応していますので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。



Q2 マイナンバーを見られたら、他人に悪用されませんか。

マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真を用いた本人確認が必要なので、悪用は困難です。

Q3 病院に必ず情報を渡す仕組みなのですか。

特定健診情報や薬剤情報、限度額適用認定証等の情報を病院や薬局などに提供するかどうかはご本人が選ぶことができます。



スマホで簡単に健康保険証利用の申し込みができます!

マイナンバーカード、スマートフォン、マイナポータルを用意



Android 用



iOS 用

※NFC機能が付属された、かざすだけで周辺機器と無線通信できるスマートフォンをご用意ください。

STEP 1 「マイナポータル」アプリをひらく

STEP 2 「申し込み」をタップ

STEP 3 利用規約を確認し、画面の案内にしたがって進む

STEP 4 暗証番号(注)を入力し、マイナンバーカードを読み取れば完了!



健康保険証利用の申し込みは、セブン銀行のATMでも可能!

※暗証番号(注)が必要です。

STEP 1 画面右上にある「マイナンバーカードでの手続き」を選択

STEP 2 「健康保険証利用の申込み」を選択

STEP 3 画面の案内にしたがって進むだけで申し込み完了!



(注)マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号です。

※その他、PC(ICカードリーダーが必要)や顔認証付カードリーダーを設置している医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーからも申し込みができます。

加入者の皆様へ

マイナンバーはご家族(被扶養者)の分も含め、勤務先を通じて健保組合へ提出をお願いします。提出しないとデータが登録されないため、マイナンバーカードだけでなく保険証で受診した場合でも、健康保険の資格の確認に支障が生じる可能性があるほか、限度額適用認定証の申請手続きの省略もできません。また、マイナポータルで特定健診・薬剤情報・医療費通知情報の閲覧などもできません。※すでに勤務先に提出済みの場合は改めて提出する必要はありません。

事業主の皆様へ

従業員からマイナンバーが提出されたら、すみやかに正確な内容を健保組合へ届け出てください。マイナンバーの届出が遅れている期間に従業員とご家族が受診された場合、保険証でもオンライン資格確認ができません。